

若狭町告示 11-1号

若狭町空き家早期解体除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若狭町内の空き家の早期の解体除却を促し、空き家対策を推進するため、空き家の解体除却を行う所有者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、若狭町補助金等交付規則（平成17年若狭町規則第32号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木、雑草及びその他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 所有者等 空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者をいう。ただし、その者が死亡している場合はその相続人をいう。
- (3) 共有者 解体除却をしようとする空き家の所有者が複数である場合において、当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）又は固定資産台帳に共有者として記載されている者をいう。
- (4) 解体撤去業者 町内に事業所を置く建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた解体工事業者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる既存住宅（以下「補助対象空き家」という。）

は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 空き家となってから10年以内であること。
- (2) 補助対象空き家が借地に存する場合は、補助対象空き家の解体除却について借地の所有者の同意を得ていること。
- (3) 補助対象空き家が共有である場合、当該共有者全員から補助対象空き家共有者の解体除却等に関する同意を得ること。
- (4) 公共事業による移転、建て替え等他事業の補償対象となっていないもの
- (5) 過去5年間に町の補助金の交付を受けていないもの
(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる工事とする。ただし、第1号に規定する工事を行わず、第2号から第4号までに規定する工事のみを行う場合には、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象空き家の解体除却に要する工事
- (2) 補助対象空き家に附属する門及び壁等の撤去に要する工事
- (3) 補助対象空き家が存する敷地内立木等（雑草を含む）の伐採に要する工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める工事

2 補助事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付決定後に補助事業の契約を締結するものであること。
- (2) 宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うものでないこと。
- (3) 解体撤去業者等に請け負わせるものであること。
- (4) 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）以外の者の権利を侵害するおそれのないこと。
- (5) 原則として敷地全体を更地の状態とするものであること。ただし、補助対象空き家の一部又はこれに附属する門及び塀等が残置することが安全上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (6) 年度内に完了する工事であること。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、前条第1項に規定する対象工事を行う補助対象空き家の所有者、共有者又は町長が特に認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 町税を滞納している者
 - (2) 若狭町暴力団排除条例（平成23年若狭町条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員である者
 - (3) 所有者等のほかに所有権その他の権利（共有名義の場合の持分権及び賃借権を含む。）を有する者がある場合において、補助対象空き家の解体除却について、その者の同意を得られない者
 - (4) 相続人が複数の場合において補助対象空き家の解体除却について全ての相続人の同意を得られないもの
 - (5) 所有者等と土地所有者等が異なる場合において、補助対象空き家の解体除却について全ての土地所有者等の同意を得られない者
- （補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

（補助対象者の責務）

第7条 補助対象者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 補助対象空き家がある自治会の長に、空き家を解体除却することを報告すること。
- (2) 補助事業に伴う廃棄物を適正に処理すること。
- (3) 補助事業に伴う苦情等を補助対象者の責任において処理すること。
- (4) 当該補助事業に係る関係法令を遵守すること及び補助金の交付の趣旨に従って補助事業を誠実にを行うこと。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、若狭町空き家早期解体除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家になった時期が確認できるもの
- (2) 補助対象空き家に居住者がいないこと及び補助対象空き家が空き家であることの誓約書（様式第2号）
- (3) 補助対象空き家の解体除却に関する同意書（様式第3号。補助対象空き家に共有者がいる場合又は相続人が複数の場合に限る。）

- (4) 土地適正管理に関する誓約書（様式第4号）
- (5) 見積書の写し等、補助事業に要する経費の根拠が確認できるもの
- (6) 施工業者が町内に本社又は本店となる事業所を有していることが分かる書類
- (7) 第2条第4号の許可通知書又は登録通知書の写し
- (8) 町税の納税証明書
- (9) 所有者等であることが証明できる書類（固定資産課税台帳、登記事項全部証明書等）
- (10) 空き家の現況写真
- (11) 当該空き家と土地所有者等が異なる場合は、土地所有者等の同意書（様式第5号）
- (12) その他町長が必要であると認める書類
（交付の決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請の内容について速やかに審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、若狭町空き家早期解体除却事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（補助金の変更申請等）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し（第3項に定める軽微な変更を除く。）、中止し又は廃止しようとするときは、若狭町空き家早期解体除却事業補助金変更申請書（様式第7号）（以下「変更申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、変更申請書の提出があった場合において準用する。

- 3 第1項に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当する変更とする。
ただし、補助事業の内容を大幅に変更しないものに限る。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更
（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに若狭町空き家早期解体除却事業補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて町長に提出し

なければならない。

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し等、交付決定者が解体撤去業者に当該解体除却工事費を支払ったことが分かるもの
- (5) その他町長が必要であると認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、若狭町空き家早期解体除却事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに若狭町空き家早期解体除却事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (3) この告示に定められた要件に適合しないことが判明したとき。
- (4) その他町長が不相当と認めるとき。

(書類の保管)

第16条 交付決定者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。